

# 平川市通所型サービスA サービス費単位数

基本部分			
通所型サービスA (週1回程度の利用)	166単位	事業対象者 要支援1 (週1回程度の利用)	1回につき
通所型サービスA (週1回程度の利用)・同一建物減算算定の場合	95単位		
通所型サービスA (週2回程度までの利用)	175単位	事業対象者 要支援2 (週2回程度までの利用)	
通所型サービスA (週2回程度までの利用)・同一建物減算算定の場合	104単位		
送迎(片道)	47単位	事業対象者 要支援1・2	
送迎(往復)	94単位		
入浴	50単位		

通所型サービスA若年性認知症受入加算	53単位	事業対象者 要支援1・2	1回につき
通所型サービスA生活向上グループ活動加算	22単位		
通所型サービスA運動器機能向上加算	50単位		
通所型サービスA栄養改善加算	33単位		
通所型サービスA口腔機能向上加算	33単位		
通所型サービスA複数サービス実施加算I (運動器機能・栄養改善)	106単位		
通所型サービスA複数サービス実施加算I (運動器機能・口腔機能)	106単位		
通所型サービスA複数サービス実施加算I (栄養改善・口腔機能)	106単位		
通所型サービスA複数サービス実施加算II (運動器機能・栄養改善・口腔機能)	155単位		
通所型サービスA生活機能向上連携加算	44単位		
通所型サービスA生活機能向上連携加算 (運動器機能向上加算を算定している場合)	22単位		
通所型サービスA栄養スクリーニング加算	5単位		

## 支給限度額管理の対象外の算定項目

通所型サービスA中山間地域等提供加算	基本部分の5%加算	事業対象者 要支援1・2	1回につき
通所型サービスA・処遇改善加算I	基本部分の59/1000加算		
通所型サービスA・処遇改善加算II	基本部分の43/1000加算		
通所型サービスA・処遇改善加算III	基本部分の23/1000加算		
通所型サービスA・処遇改善加算IV	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の90/100加算		
通所型サービスA・処遇改善加算V	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の80/100加算		